（勤務延長をすることができる事由）

第五十九条の十五　法第四十四条の七第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2　法第四十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

第八十七条の二十四第一号ロ中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条において「一般職給与法」という。）」を「一般職給与法」に改める。

第八十七条の三十第二号中「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に、「第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

第八十七条の三十五第一項及び第三項並びに第八十七条の三十六第一項中「（防衛大臣の定める隊員を除く。）」を削る。

第百二十六条の六第一項中「防衛省の職員の給与等に関する法律」を「防衛省職員給与法」に改める。

附則に次の十四項を加える。

10　法附則第九項に規定する政令で定める隊員は、第四十四条に規定する病院及び防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である隊員とする。

11　法附則第十項に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

一　守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

二　用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

12　法附則第十一項に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一　防衛事務次官　六十二年

二　防衛審議官　六十二年

三　防衛大学校及び防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）、教授、准教授及び講師　六十五年

四　防衛監察監　六十二年

五　防衛装備庁長官　六十二年

六　防衛技監　六十二年

13　前項各号（第三号を除く。）に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

一　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで　六十二年

二　令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで　六十三年

三　令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで　六十四年

14　附則第十二項第三号に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる期間のいずれにおいても六十五年とする。

15　法附則第十四項に規定する国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第八条の規定による改正前の法（次項から附則第十八項までにおいて「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員は、附則第十項に規定する隊員とする。

16　法附則第十四項に規定する措置の対象となる隊員から除かれる同項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項第三号に掲げる者とする。

17　法附則第十四項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員は、附則第十一項各号に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

18　法附則第十四項の規定により年齢六十年が旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に定める年齢とされる法附則第十四項に規定する同号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項各号（第三号を除く。）に掲げる者とする。

19　法附則第十四項に規定する情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員は、次に掲げる隊員とする。

一　年齢六十年（附則第十七項に規定する隊員にあつては年齢六十三年、前項に規定する隊員にあつては年齢六十二年。附則第二十一項及び第二十二項第二号において「年齢六十年等」という。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）に隊員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された隊員（次号に掲げる隊員を除く。）

二　異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過したこととなつた隊員

20　法附則第十四項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、当該各号に定める期間とし、当該期間内に、できる限り速やかに情報の提供及び勤務の意思の確認を行うものとする。

一　前項第一号に掲げる隊員　当該隊員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間

二　前項第二号に掲げる隊員　当該隊員の異動等の日から同日の属する年度の末日までの期間

21　法附則第十四項の規定により隊員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該隊員が年齢六十年等に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一　法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

二　定年前再任用短時間勤務隊員（法第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員をいう。次項第三号において同じ。）の任用に関する情報

三　防衛省職員給与法附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十年等に達した日後における最初の四月一日以後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報